

## 第224回埼玉県都市計画審議会

平成26年2月18日午後1時30分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第224回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在18名の委員の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しており、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお送りいたしました配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書1、議案書2、そして別添、参考資料1、参考資料2、そして資料及び参考資料3でございます。また、本日お配りさせていただきましたのが次第、座席表、そして「土地区画整理事業の事業計画（変更）に係る意見書の審査における口頭意見陳述の取扱いについて」、そしてA3判の第224回埼玉県審議会議案一覧表でございます。皆さんおそろいでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、本会議は公開が原則のため、意見書の個人情報に関する部分は黒塗りいたしておりますので、御了承いただきたいと思っております。

ここで今年度初めて御出席をいただきます委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

初めに、学識委員といたしまして、東京国際大学教授の古川徹也様でございます。

○古川委員 よろしく願いいたします。

○事務局 次に、県議会議員の木村勇夫様でございます。

○木村委員 よろしく願いいたします。

○事務局 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第の2、議事でございますが、審議会条例第5条第1項の規定によりまして、谷口会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口） はい、承知いたしました。皆様、どうも本日は御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。皆様の御協力をいただいて、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

最初になんですけれども、先ほど司会の方の資料確認のうち、1枚ものの「土地区画整理事業の事業計画（変更）に係る意見書の審査における口頭意見陳述の取扱いについて」という、この1枚ものがございましたけれども、このお話をちょっと最初にさせていただきたいと思っております。これは

前回のお話で、どのように方針を定めるかということ、会長の私に一任いただいたという形になっておりまして、2回今までプロセスがあったものを1回にまとめるというものでございます。原則的な方針として、このような形に決めましたので、委員の皆様におかれましては、その旨御承知おきくださるようお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、まず本日の会議録の署名委員でございます。本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名させていただきます。お二人なんですけれども、田中委員さん、お願いいたします。もうおひと方、鈴木委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして、原則公開ということになっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、委員の皆様におかれましてはいかがでしょうか。特によろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開ということで進めさせていただきたいと思います。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、います。

○議長（谷口） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（谷口） よろしいですかね。それでは、議事に入ります前に、傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよくお読みいただき、遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には、退場していただきます。

それでは、ただいまより第224回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。本日は、お手元の次第にありますとおり、議事の第5031号から議事の第5083号ですね、全部で53議案、非常にたくさんございますけれども、この議案の御審議をお願いするものでございます。非常に議案が多うございまして、類似の議案はまとめて審議したいと存じますので、審議に入る前に各議案の関連性などについて幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の細田でございます。恐れ入りますが、着席にて説明をさせていただきます。

初めに、本日お配りをいたしましたA3横長の第224回埼玉県都市計画審議会議案一覧を御覧いただきたいと思っております。本日の議案は53件と数が多く恐縮でございますけれども、類似の議案をまとめますと、まず1の都市計画区域の変更に関する議案でございますが、①の議第5032号につきましては、市町村合併に伴い都市計画区域の名称を変更するものでございます。

次に、2の区域区分の変更に関する議案ですが、②の坂戸都市計画区域に係る議第5033号から5035号の3議案につきましては、産業基盤づくりを推進するため、整備、開発及び保全の方針、区域区分、下水道を変更するものでございます。また、③の草加都市計画区域に係る議第5036号から5038号の3議案につきましては、河川改修に伴い整備、開発及び保全の方針、区域区分を変更するとともに建築基準法の規定に基づき用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更するものでございます。

次に、3の整備、開発及び保全の方針の変更に関する議案でございますが、右の表を御覧ください。これは地域主権改革一括法などに対応するための変更でございますが、現在県では全ての都市計画区域で整備、開発及び保全の方針の一斉見直しを行っております。本日の28議案で全て完了となります。あわせて、16議案について区域区分の表記の変更を行います。なお、一番上の④、志木都市計画区域でございますけれども、志木都市計画区域に係る議第5039号、5040号のうち、5039号の変更案につきましては意見書の提出がございました。意見書の要旨及び県の見解を後ほど説明いたします。⑤の40議案、所沢以降の小鹿野までの40議案につきましては、意見書の提出はございません。

次に、左側に移っていただきまして、4の道路の変更に関する議案でございます。⑥の議第5057号及び5060号の上尾、北本の案件でございますけれども、これにつきましては県決定の都市計画道路の一部として定めている駅前広場を分離するため、都市計画道路を変更するものでございます。また、⑦の議第5065号につきましては、県決定の都市計画道路を廃止するものでございます。

最後に、5の土地区画整理事業の事業計画に係る意見書に関する議案でございますが、⑧の第5031号につきましては草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について御審議をいただくものでございます。

以上、本日付議いたします53議案につきまして、議案の関連性を踏まえまして①から⑧のグループごとに御審議いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口） 了解いたしました。

それでは、本日の審議の進め方については、幹事の説明のとおり、まとめられるところはまとめて、個別に審議すべきところは個別にという形で行うことといたします。

それでは、初めに議の第5032号ですね、「都幾川・玉川都市計画区域の変更について」を議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第5032号「都幾川・玉川都市計画区域の変更について」御説明いたします。

議案書の9ページから10ページでございます。前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。県は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域と

して指定いたします。本議案は、合併により旧都幾川村及び旧玉川村がときがわ町となったため、都市計画区域の名称を都幾川・玉川都市計画区域から、ときがわ都市計画区域に変更するものです。なお、都市計画区域に含まれる土地の区域については変更ありません。本案につきまして、都市計画法の規定に基づき、ときがわ町に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） これは都市計画法において、都市計画区域の変更にあたっては都市計画審議会の意見を聴くこととされております。ということで、名称変更ではございますが、審議経過を明確にするために説明に対する質疑と変更案についての意見に分けてお伺いいたします。

まず、ただいまの御説明に関する御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、変更に関して御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） よろしいですね。御意見がないようでしたら、都市計画審議会としては議第5032号「都幾川・玉川都市計画区域の変更について」、賛成としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御異議ないものとして本案は都市計画審議会といたしましては賛成といたします。

続きまして、議の第5033号から5035号まで3議案につきまして坂戸都市計画区域に関する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5033号「坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第5034号「坂戸都市計画区域区分の変更について」及び議第5035号「坂戸都市計画下水道の変更について」、関連がありますので、一括して説明いたします。

議案書1の11ページから45ページ、参考資料2の1ページから23ページでございます。初めに、整備、開発及び保全の方針の変更についてでございますが、本議案をはじめ本日御審議いただく整備、開発及び保全の方針に関する28議案につきましては、いずれも現在県で進めている一斉見直しによる変更でございます。そのため、変更の概要につきましてまず説明させていただきます。

それでは、前方のスクリーンを御覧ください。整備、開発及び保全の方針は、第1、都市計画の目標、第2、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、第3、主要な都市計画の決定の方針の3項目で構成しており、各項目をまちづくり埼玉プランの反映、地域主権改革一括法への対応、防災機能の強化及び地球環境への対応の4点をポイントとして見直しを行っております。

まず、第1の都市計画の目標の見直しですが、1の基本的事項として都市計画区域の範囲や規模などを追加いたしました。2の埼玉県都市計画の目標では、まちづくり埼玉プランを反映し、将来都市像を「『みどり輝く生きがい創造都市』～暮らし続けるふるさと埼玉～」とし、まちづくり

の目標には歩いて暮らせるまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生を追加いたしました。3の当該都市計画区域の都市計画の目標では、各区域の特性と都市づくりの基本理念を明確に示しました。4の地域毎の市街地像につきましては、広域的な見地から商業・業務拠点、生活拠点、産業拠点の各拠点機能の配置を位置づけました。

次に、第2、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針は、都市計画基礎調査の結果を踏まえ、人口及び産業の規模の基準年を平成12年から平成17年に更新するとともに、目標年次を平成22年から平成27年に変更しました。

次に、第3の主要な都市計画の決定の方針は、地域主権改革一括法を踏まえ、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針や国道、県道などの広域的な施設の配置の方針を示すこととしました。また、市街地において特に配慮すべき土地利用の方針として、現在の社会情勢を踏まえ、都市防災に関する方針と地球環境への対応に関する方針を追加いたしました。

最後に、方針図でございますが、各拠点機能や鉄道、主要な国道、県道などについておおむねの位置を図示しております。

それでは、主な変更点につきまして、新旧を比較して具体的に説明をいたします。恐れ入りますが、議案書1と、それから参考資料2、こちらに現行計画を記載しておりますので、見比べていただきたいと存じます。お手元に議案書1と参考資料2を御用意いただきたいと思います。まず、議案書1の右下にページが記載してございます。その21ページをお開きいただきたいと思います。それから、参考資料2の右下に記載する7ページを御覧いただきたいと思います。

第3の主要な都市計画の決定の方針でございますけれども、参考資料2にございまして、現行の計画では、個別具体の地区名などを記述しておりましたが、地域主権改革一括法を踏まえ、議案書1にございまして、変更案では方針のみを記述することといたしました。

次に、議案書1の25ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、参考資料2の12ページを御覧ください。市街化調整区域の土地利用の方針における（4）秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針でございます。現行の計画では、旧暫定逆線引き区域を記述しておりましたが、市街化区域への編入や用途地域の廃止の取り組みを進め、現在旧暫定逆線引き区域を解消しているため、変更案では記述を削除いたしております。また、市街化調整区域内の都市的土地利用について、市街化を抑制する区域という基本的な考え方のもと、秩序ある土地利用を図るため、留意事項を追加いたしました。

なお、前回の審議会におきまして野澤委員から、市町が市街化調整区域において都市的土地利用を図る区域を指定するに当たっては、県が広域的な見地から調整する必要があるのではないかと御意見がございました。県では、市町が定める地区計画などの協議、調整に当たり、広域的な見地から対応方針、スタンスなどの整理を進めております。都市計画の権限は市町村への移譲が進んでおりますけれども、県として今後とも市町村に対し積極的に技術的な支援をしてまいります。

次に、議案書1の26ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、参考資料2の13ページを御覧いただきたいと思います。都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針でございますが、現行の計画では13ページ以降に記述しているとおり、道路などの都市施設の整備水準などを具体的に記述しておりましたが、変更案では地域主権改革一括法を踏まえ、方針のみを記述することとしております。

続きまして、議案書1の34ページをお開きいただきたいと思います。あわせて参考資料2の20ページを御覧ください。方針図でございますけれども、現行の計画では、用途地域の種別に応じ、区域を詳細に図示しておりましたが、変更案では地域主権改革一括法を踏まえ、各拠点機能を図示することとしております。

以上、整備、開発及び保全の方針の一斉見直しの概要について説明させていただきました。

それでは、改めて前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。議第5033号から議第5035号、坂戸都市計画に関する3議案について説明いたします。坂戸都市計画区域は、県のほぼ中央部に位置する坂戸市、鶴ヶ島市の2市で構成しており、都心からおおむね45kmに位置しております。本区域は、関越自動車道及び圏央道が通り、交通の利便性が高く、産業の立地に適した区域でございます。

まず、議第5033号「坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、坂戸西インター周辺地区は関越自動車道の坂戸西スマートインターチェンジを含み、産業集積の優位性が高いことから、県では田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、産業基盤づくりを推進する地区として支援しております。このたび本地区の都市基盤の整備環境が整ったことから、地域毎の市街地像の産業拠点に新たに坂戸西インター周辺地区を位置づけ、周辺環境に配慮した産業を集積する工業地を形成することといたしました。

続きまして、議第5034号「坂戸都市計画区域区分の変更について」でございます。今回新たに産業拠点とする坂戸西インター周辺地区は、関越自動車道の坂戸西スマートインターチェンジを含む面積33haの地区でございます。この地区は、土地区画整理事業により計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化調整区域から市街化区域へ変更するものでございます。この変更により、坂戸都市計画区域の市街化区域は約1,875haとなります。

続きまして、議第5035号「坂戸都市計画下水道の変更について」でございます。下水道に係る都市計画は、基本的には市が定める都市計画でございますが、本議案の下水道の排水区域は1つの市の区域を越え、坂戸市、鶴ヶ島市の区域にわたっており、広域的な見地から決定する必要があるため、県が定めるものでございます。坂戸、鶴ヶ島公共下水道は、公共用水域の水質保全を図るとともに、都市の健全な発展と生活環境の向上に寄与することを目的としております。今回の変更は、坂戸西インター周辺地区の市街化区域編入に伴う排水区域の拡大と西坂戸地区におけるポンプ場の廃止を行うものでございます。まず、排水区域につきましては、坂戸西インター周辺地区において、

土地区画整理事業とあわせて計画的に下水道整備を行うため拡大を行うものであり、この変更により排水区域面積は約1,831haとなります。また、ポンプ場の廃止につきましては、下水道の全体計画の見直しにより、西坂戸地区の汚水量が減少し、マンホールポンプでの対応が可能となったため、西坂戸第1ポンプ場及び西坂戸第2ポンプ場を廃止するものでございます。

以上、説明いたしました議第5033号から5035号につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、関係市に対し意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） いかがでしょうか。ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

議の第5033号は、前回の審議会でも類似の案件が多々上がってきていたものですね。その坂戸バージョンかと思えます。あと、5034号、5035号は、それぞれ圏央道案件、下水道案件がリンクしているということですがけれども。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、議の第5033号から5035号までの3議案につきまして一括して採決させていただきます。

この3議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議の第5036号から5038号までの3議案につきまして、これは草加の都市計画区域に関する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5036号「草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第5037号「草加都市計画区域区分の変更について」、一括して説明いたします。

議案書1の47ページから75ページ、参考資料2の25ページから55ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。草加都市計画区域は、県の南東部に位置する草加市、八潮市、三郷市の3市で構成しており、都心からおおむね20kmの位置にあります。本議案は、三郷市を流れる一級河川大場川の河川改修により河川が拡幅され、土地の境界が変更されたため、河川沿いの約2haの地区を市街化区域から市街化調整区域へ変更するものでございます。この変更により、草加都市計画区域の市街化区域は約5,264haとなります。

議第5036号及び議第5037号につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係市に対して意見を照会いたしました

ところ、賛成との回答をいただいております。

以上、議第5036号及び5037号について説明いたしました。

引き続き第5038号につきまして、建築安全課長から御説明をいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の橋でございます。恐れ入りますが、着席にて御説明させていただきます。

続きまして、議第5038号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更について」を御説明いたします。議案書は77ページから79ページ、図面は80ページと81ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。本議案は、草加都市計画区域に属する三郷市において、市街化調整区域が拡大することに伴い、特定行政庁である知事が用途地域の指定のない区域の建築制限区域を変更しようとするものでございます。三郷市は、県南東部にございまして、都心からおおむね20kmの位置にございます。三郷市東部を流れる大場川の改修工事により、市街化調整区域が拡大することから、拡大する区域に隣接する地区番号237—1、地区番号237—2、地区番号237—4の各区域について拡大します。拡大する各地域の面積を合計しますと、約2.3haでございます。

次に、各地域の内容について御説明いたします。地区番号237—1と地区番号237—4につきましては、同様の規制でございまして、容積率が200%、建蔽率が60%、容積率算定係数が0.6、道路斜線に係る勾配係数が1.5、隣地斜線に係る勾配係数が2.5でございます。地区番号237—2につきましては、容積率が100%、建蔽率が50%、容積率算定係数が0.4、道路斜線に係る勾配係数が1.25、隣地斜線制限に係る勾配係数が1.25でございます。本議案は、三郷市が地区の変更について支障がないものとして、県に対して協議を申し出たものでございます。また、今回の拡大に係る地区につきましては、全て県が所有する河川と道路であり、建築物に影響のある土地はございません。

議第5038号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更について」を御説明いたしました。

以上、議第5036号から5038号まで御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。実質河川敷なのですね、ここは。よろしいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、この議の第5036号から議の第5038号の3議案につきまして採決させていただきます。

この3議案につきまして原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

それでは、続きまして議の第5039号及び議の第5040号の2議案につきまして、志木都市計画区域



に関する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

- 幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5039号「志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第5040号「志木都市計画区域区分の変更について」、一括して説明いたします。

議案書1の83ページから108ページ、参考資料2の57ページから79ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。志木都市計画区域は、県の南西部に位置する志木市1市で構成しており、都心からおおむね25kmに位置しております。

まず、議第5039号「志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、都市計画法の規定に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、反対意見として8通の意見書の提出がございました。意見書につきましては、お手元の資料にその要旨と県の見解をお示ししています。また、参考資料3として意見書の写しを配付していますので、御確認ください。8通の意見書は、主に交通施設の都市計画の決定の方針に記載する都市計画道路志木朝霞線、道路法名一般国道254号の配置について反対というものでございます。

まず、交通施設の都市計画の決定の方針について説明いたします。基本方針のうち、交通体系の整備の方針として公共交通機関の利便性や結節性の向上などによる総合的な交通体系の確立、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備の促進などを掲げるとともに、整備目標として都市経営の観点から効果の高い都市施設の整備の推進、広域交通ネットワークの強化などを図ることとしております。さらに、基本方針を踏まえ、主要な施設の配置の方針として志木朝霞線を一般国道463号と東京外環自動車道を結ぶ広域交通として配置し、広域的な地域間の交流、連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化、住民の利便性の向上を図ることとしております。なお、整備、開発及び保全の方針では、道路の配置を定めることとしており、車線数などの詳細な構造については定めずに個別の都市計画に委ねております。

続きまして、意見書の要旨と見解につきまして順次説明させていただきます。なお、類似の意見につきましてはまとめさせていただきましたので、御了承ください。

初めに、要旨の1、計画において20年後の都市像をどう展望しているか示していないとの御意見でございます。御意見に対する県の見解です。人口減少・超高齢社会の同時進行、防災機能の強化、環境問題など時代の潮流に対応するため、将来都市像に「『みどり輝く生きがい創造都市』～暮らし続けるふるさと埼玉～」を掲げ、暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市、誰もがいきいきと働いている元気な都市、地域の営みが未来につながる都市を目指すこととしています。

次に、要旨2、志木朝霞線（一般国道254号）は、37年前に都市計画決定された道路であり、今日の激変した社会状況に対応していないため、廃止すべきであるとの御意見でございます。これに対する見解でございますが、整備、開発及び保全の方針は、人口減少・超高齢社会の同時進行、防災

機能の強化、環境問題など時代の潮流に対応するため策定しております。志木朝霞線は、広域的な地域間の交流、連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として配置しております。

次に、要旨3、「2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」の(1)基本方針において、都市計画決定後、長期間にわたり整備されていない都市計画道路について、定期的に見直しを行い、継続・廃止・計画変更などの検討を行うと記述されている一方で、(2)主要な施設の配置の方針において、志木朝霞線を配置しており、整合性がなく矛盾しているとの御意見でございます。これに対する見解でございます。志木朝霞線は、東京外環自動車道と一般国道463号を結び、広域的な地域間の交流、連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として配置しております。現在整備が進められており、長期間にわたり整備されていない都市計画道路に該当しないため、矛盾するものではありません。

次に、要旨4、志木朝霞線は、「都市計画道路の検証・見直し指針(平成25年6月)」による見直し、検証の対象であり、今配置の方針の決定を行うことは間違いであるとの御意見でございます。これに対する見解でございます。志木朝霞線は、東京外環自動車道と一般国道463号を接続し、広域的な地域間の交流、連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として配置しております。なお、志木朝霞線につきましては、「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づき、車線数などについて検証することとしております。

次に、要旨5、志木朝霞線が「公共交通機関への結節性の向上」にどう寄与するか、具体的な根拠がないとの御意見でございます。これに対する見解でございます。広域交通である志木朝霞線は、鉄道駅への結節性を高めるアクセス道路などと接続することにより、公共交通機関への結節性の向上に寄与いたします。

以上が意見書の要旨と見解でございます。なお、意見書のうち、整備、開発及び保全の方針にかかわらない意見につきましては、資料の3ページに記載しております。

続きまして、議第5040号「志木都市計画区域区分の変更について」でございます。今回の見直しでは、計画書の表記を変更し、区域区分の規模として市街化区域と市街化調整区域の面積を表示することとしました。また、これまで計画書に記載していた基準年と将来目標の人口については、整備、開発及び保全の方針に記載することとし、削除いたしました。なお、市街化区域と市街化調整区域の区分の変更はございません。

以上、説明いたしました都市計画の変更について、志木市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷口) どうもありがとうございます。御意見も出されているということで、御審議をお願いしたいと思いますが、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

- 議長（谷口） 御意見、御質問等はないようなので、ちょっと私から一つ確認なのですが、「都市計画道路の検証・見直し指針」で車線数の検討というのがあるのですが、これは大体県のほうで基本的なルールを検証、見直しの際定められておられたと思うんですが、どんなところがポイントになっているかということだけ一言御説明いただけるとありがたいんですけど。
- 幹事（都市計画課長） それでは、ちょっとスクリーンのほうに検証の考え方についてお示しいたいと思います。

「都市計画道路の検証・見直しの指針」ということで、今県のほうで検討しているところでございますけれども、まず現状、背景のところで見させていただきますと、将来人口の減少とか将来自動車交通需要の変化と、それから市街地の拡大が収束していると、都市計画道路を取り巻く制度の改正等がございましたということで、こうした観点から現在検証、見直しの取り組みを進めておるところでございます。検証、見直しの着手については、平成25年度からということでございまして、検証の対象といたしましては整備済み以外の全道路（高速道路、国直轄国道等を除く）ということで、今作業を進めております。

この中で事業中の路線、この志木朝霞線も事業中の路線でございますけれども、事業中の路線につきましては構造の適正さということで車線数であるとか、あるいは平面交差、立体交差と、こういう構造の変更について検討していくということにしております。それから、未整備路線につきましては、必要性も含めまして構造の適正さということで検証するというところで考えております。下に見直しの具体例というのが書いてありますけれども、例えば4車線同士の道路につきましては、立体交差というのが今まで主要な考え方でございましたけれども、コストの問題とかいろいろ考えまして、これらを平面交差に変更していくと、こういったことも検討していきたいと考えております。それから、右側の図面につきましてはまちづくりの計画がなくなったということに伴いまして道路を廃止すると、こういったことも検証していきたいというふうに考えております。

簡単でございますが、以上です。

- 議長（谷口） わかりました。県だけではなかなか判断できない国家的に重要な幹線道路であるという位置づけなのかというふうに、お聞きして思いました。あとコスト削減に努められて、あと車線数を場合によっては減らしたりというふうなことを考えるということで、見直しをされるという理解かということですね。

いかがでしょうか。特に御意見、御質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（谷口） それでは、これも採決をする必要がございますので、御意見、御質問なければ、採決に移らせていただきたいと思います。

議の第5039号及び議第5040号の2議案につきまして、原案のとおり決定するというところで御異議

ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

それでは、議の第5041号から第5056号、それから5058号及び5059号、5061号から5064号、5066号から5083号までの40議案ですね、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更に関する議案ですので、これは一括して議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5041号から議第5083号までのうち、道路に関する3議案を除いた40議案につきまして、いずれも整備、開発及び保全の方針の一斉見直しの考え方による変更でございます。先ほど代表事例として坂戸都市計画で説明いたしましたけれども、同様の考え方で変更を行うものでございますので、詳細な説明については省かせていただきたいと存じます。なお、区域区分を変更しない都市計画区域及び非線引き都市計画区域につきまして、若干補足の説明をさせていただきます。

それでは、前方のスクリーンを御覧ください。御審議いただく28都市計画区域のうち、区域区分を変更しない都市計画区域は、さいたま、新座、富士見、狭山、東松山の5つの都市計画区域でございます。このうち、さいたま都市計画区域につきましては、平成24年4月1日に区域区分の決定権限が政令市であるさいたま市へ移譲されております。また、新座、富士見、狭山、東松山の4つの都市計画区域につきましては、既に区域区分の変更を行っており、今回、整備、開発及び保全の方針の一斉見直しのみを行うこととしております。

続きまして、非線引き都市計画区域、線引きをしていない都市計画区域でございますが、ときがわ、寄居、児玉、秩父、小鹿野の5つの都市計画区域でございます。首都圏整備法の近郊整備地帯などに該当しない区域で県が区域区分を定めないとした区域でございます。ときがわ都市計画区域を代表例に説明いたします。議案書の267ページでございます。第2、区域区分の決定の有無でございますが、ときがわ都市計画区域では地域の現状を踏まえますと、今後人口や産業の業況の急激な上昇は予測できず、宅地や工業地などの開発によって市街地が急激に拡大するとは予測できないと判断いたしまして、県としては区域区分を定めない都市計画区域としたものでございます。

以上40議案につきまして、都市計画法に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） 40議案ございますが、いかがでしょうか。御意見、御質問ございますでしょうか。

パターンは一緒ということなのですけれども、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） 私から一つ、いずれもマップがついてございますね。マップがついていて、その中

で拠点のところがマークしてあるんですけれども、公共交通のターミナルがあるところに拠点のマークがついているというのは良くわかるんですけれども、そうでないところにもついているようなところも若干そういうまちもあるみたいなんですが、そういうところというのは大体商業区域とか、そういうところが指定されているという理解でよろしいですか。既にある商業区域とかのところで、例えば越谷とか235ページ、土地利用計画図、セットで持っていればよかったです。

〔「太陽みたいな印になっている、この真ん中の」と言う者あり〕

○議長（谷口） そう、太陽みたいなマークです。ありがとうございます。

○幹事（都市計画課長） 拠点の配置につきましては、例えば越谷のところでございますけれども、220ページのところに地域毎の市街地像というのを記載しております。そちらに各商業拠点、商業業務拠点、生活拠点、産業拠点につきまして、こういったところに位置づけをするということで具体的な記述がございます。こちらとあわせて方針図のほうに……

○議長（谷口） 対応づけていただいていると。

○幹事（都市計画課長） 拠点を位置づけているということでございます。

○議長（谷口） どこの拠点も、ちゃんと拠点として機能するように、頑張っただけであればと思いますけれども。

いかがでしょうか。特にございませんようでしたら、この40議案に関しても採決させていただきたいと思います。

議案番号を読み上げますと、議の第5041号から5056号、それから議の第5058号から5059号、議の第5061号から5064号、それから議の第5066号から5083号までの40議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議の第5057号及び議の第5060号の2議案ですね、これは駅前広場の扱いに関する議案ですので、一括して議題に供します

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5057号「上尾都市計画道路の変更について」及び議第5060号「北本都市計画道路の変更について」、一括して説明いたします。

議案書1の317ページから321ページ及び349ページから353ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。まず、議第5057号「上尾都市計画道路の変更について」でございますが、本議案は上尾都市計画区域に関する議案でございます。上尾都市計画区域は、県の中央部に位置する上尾市及び伊奈町の1市1町で構成しており、都心からおおむね40kmに位置しております。今回変更いたします都市計画道路3・4・7中山道につきましては、JR高崎線と並行し、さいたま市境か

ら桶川市境まで至る延長約4,820m、幅員16mの都市計画道路であり、駅前広場約6,900㎡を区域に含み都市計画決定されております。このように、県では従来、県決定の都市計画道路に接続する駅前広場につきましては、当該都市計画道路の一部として都市計画決定をしてきましたが、市町村の玄関口である駅前広場の計画、整備、管理の一元化を図ることを目的に、県決定の都市計画道路から分離する方針を平成24年度に決めました。この方針に基づき、3・4・7中山道の一部として定められている上尾駅東口駅前交通広場を分離し、あわせて本路線の車線数を2と定めます。なお、分離した駅前広場は、新たに上尾市が都市計画決定を行います。

続きまして、議第5060号「北本都市計画道路の変更について」説明いたします。本議案は、北本都市計画区域に関する議案でございます。北本都市計画区域は、県の中央部に位置する北本市で構成しており、都心からおおむね45kmに位置しております。今回変更いたします都市計画道路3・3・2中央通線は、北本駅から国道17号まで至る延長710m、幅員22mの都市計画道路であり、駅前広場約6,000㎡を区域に含み都市計画決定されております。変更内容につきましては、先ほどの上尾と同様でございます。県決定の都市計画道路である3・3・2中央通線の一部として定められている北本駅東口駅前交通広場を分離し、あわせて本路線の車線数を2と定めます。なお、分離した駅前広場は、新たに北本市が都市計画決定を行います。

以上説明いたしました議第5057号「上尾都市計画道路の変更について」及び議第5060号「北本都市計画道路の変更について」、都市計画法に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） いかがでしょうか、ただいまの御説明に関して御意見、御質問ございましたらお願いいたします。管理の対象が県から市においていくということですが、特にございませんかね。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） それでは、この議第5057号及び5060号の2議案につきまして採決させていただきます。

この2議案につきまして、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、次は羽生の都市計画道路でございます。議の第5065号「羽生都市計画の変更について」を議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5065号「羽生都市計画道路の変更について」説明いたします。

議案書 2 の29ページから33ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。本議案は、羽生都市計画区域に関する議案でございます。羽生都市計画区域は、県の北東部に位置する羽生市で構成しており、都心からおおむね60kmに位置しております。今回変更いたします都市計画道路 3・5・24平和通線は、一般国道122号と3・5・23平成通線を結ぶ延長約200m、幅員15.5mの都市計画道路でございます。この平和通線は、国道122号から3・4・6上西口中岩瀬線に至る市街地北西部の交通処理を担う一連の道路として、平成8年に3・5・23平成通線とあわせて都市計画決定されました。その後の社会状況の変化により、羽生市がまちづくりの方向性を検討した結果、平成24年に3・5・23平成通線を廃止したため、一連の道路として都市計画決定していた3・5・24平和通線を廃止するものでございます。

以上説明いたしました議第5065号「羽生都市計画道路の変更について」、都市計画法に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、羽生市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） これは道路の廃止でございますが、いかがでしょうか。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

これは代替機能としては十分ほかで確保されているという理解でよろしいですか。

○幹事（都市計画課長） 新たな道路が整備されましたので代替機能は十分確保されているということでございます。

○議長（谷口） いかがでしょうか、特に御意見、御質問はございませんか。

○荒川委員 ちょっと1点だけお伺いします。この場合に、沿線利用していた人たちはどういう形であれなのでしょうか、意見とかは。

○議長（谷口） というか、もともとまだつくっていない道路ですので。

○荒川委員 だけれども、期待していた場合もあるんでしょうからね。

○議長（谷口） その代替機能がありますかという確認を今させていただいたということです。

事務局から。もし補足説明ございましたら、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） この区域は、実は羽生市のほうで区画整理を実施している区域でございます。そのまちづくりの中で住民との合意形成を図りながら今進めていると、そういう中で今回の道路については廃止するということでございますので、当然住民の意見を全部踏まえた上で廃止ということになるわけです。

○荒川委員 こういうときに利害があるのでしょうかね。今度道路ができるとか、できないとか、計画待っているとか、いろいろね。

○議長（谷口） それは、羽生市のほうで御判断されたという理解かと思えますけれども。

○荒川委員 そうですね。

○議長（谷口） ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、議の第5065号ですね、採決させていただきます。

本議案につきまして原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは、議の第5031号ですね、「草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」ということで、これを議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課の渡辺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議第5031号「草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」御説明を申し上げます。議案書は、議案書1の5ページから7ページでございます。ほかに別添といたしまして、意見書の写し及び口頭陳述録取書の写しが、また、参考資料1といたしまして意見書の要旨及び見解がございます。

この案件は、意見書提出者から口頭で陳述したい旨の申し出があったため、前回、平成25年11月28日に開催されました本都市計画審議会でも口頭陳述の実施方法を御審議していただいた案件でございます。この口頭陳述につきましては、別添8ページの口頭による意見陳述録取書のとおり、平成26年1月17日に草加市立勤労福祉会館において、幹事であります都市計画課長と私市街地整備課長が陳述時間10分をもって聴いてまいりました。その陳述の概要は後ほど意見書の要旨を説明するときに御報告をさせていただきます。

まず、事業の内容等につきまして改めて御説明をさせていただきます。草加市が施行いたします草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画を定めるに当たりまして、本計画を平成25年6月6日から6月19日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、権利者287名のうち3通3名の方から知事あてに意見書の提出がございました。このため本議案は土地区画整理法の規定によりまして、事業計画に係る意見につきまして採択すべきか採択すべきでないかを御審議願うものでございます。採択すべきであると議決された場合、知事は草加市に対し必要な修正を加えるべきことを求めます。採択すべきではないと議決された場合、知事はその旨を意見書の提出者に通知をいたします。

次に、本事業につきまして改めて御説明させていただきます。まず、本地区の位置でございますが、スクリーンに赤く着色しました東武伊勢崎線新田駅の東口で、東側南北に走る県道足立越谷線、南側東西に走る県道金明町鳩ヶ谷線に囲まれました約6.3haの区域でございます。

次に、本事業の概要は、駅前の交通広場や道路、公園などの公共施設を整備し、市街地の整備改



善を図ることにより、駅周辺にふさわしい環境を整備するものでございます。

それでは、意見書の内容について御説明を申し上げます。お手数ですが、お手元の別添8ページ、口頭による意見陳述録取書でございます。陳述の要旨を御覧ください。これは意見書1を提出された方から口頭による意見陳述で聴聞した内容でございます。説明の便宜上、右側に1番から裏側に参りまして23番までの番号を振らせていただいております。幾つかグループ分けができますので、それによって御説明を申し上げます。

まず、1番から10番は、「施行者である草加市は土地区画整理事業の賛成者が多いと言っているが、現実の賛成者は半分である。」という意見です。特にこれにつきましては、6番に書かれているとおりでございます。

次に、11番、「9割の人が移転し、道路が3分の1以上もあり、宅地が区域の3分の2以下となる。こんな区画整理はない。」という内容で、意見書でも同じ内容が記載されております。

12番や次のページの15番では、「草加市が一部の住民に利益供与をしている結果、減歩率が高くなっている。」という内容でございます。

その他は、「草加市が住民に事業内容を説明していないため、住民が事業内容を分らない。」など、草加市の施行者としての能力やこれまでの地権者への対応についての不満が述べられております。特に20番に書かれているとおりでございます。

この口頭陳述を踏まえまして、提出された意見書の要旨と見解について御説明いたしますが、法的に審査の対象となりますのは、施行地区に関する事、設計の内容に関する事、これは道路、公園などの配置や減歩率などでございます、事業の施行期間や資金計画に関する事などでございます。したがって、審査の対象とならないものは既に都市計画で定められた施設に関する事、今回の事業計画では定められていない個々の換地や補償に関する事などでございます。意見書の写しは、先ほど御説明いたしました、別添、その要旨は参考資料1にまとめてございますが、前方のスクリーンにて御説明いたします。

意見書1では、事業計画に係わる意見としては、要旨が2つございます。まず、要旨1、「市は土地は10%しか上がらないと言った。それならば、比例率は1.1と判断でき、平均減歩率は9%しかとれない。18%も取るのは減価補償が不足していることを証明しており、不当で違法である。」という意見でございます。これに対する見解でございます。ちょっと小さくて申し訳ございませんが、ここにお示ししているのは一般の方に縦覧した事業計画書の一部でございます。事業計画書に記載されている区画整理前の宅地の平均単価は平米15万8,000円、区画整理後の宅地の平均単価は平米19万4,000円でありますので、整理後の単価を整理前の単価で割り、増進率は1.228、つまり土地の価格が22.8%上昇することを示しております。よって、意見書のいうところの10%ではございません。なお、草加市に確認したところ、10%と説明した事実はないということでございました。また、土地区画整理事業において、道路や公園などの公共用地は減歩で確保されますが、本地区は区画整

理前の宅地価格の総額を区画整理後の宅地価格の総額が下回ってしまう、いわゆる減価補償地区でございます。整理前が91億1,310万8,000円です。整理後が79億24万1,000円でございます、下回っている差は約12億円となっております。市は、この減価補償金約12億円を支出として計上しておりますので、減価補償金が不足しているわけではございません。つまりこれによって整理前後の宅地の総額がイコールになるということでございます。この時の減歩率は18.56%となっております。

次に、要旨2でございます。「整備後の道路、公園は、全土地の3分の1以上もあり、住民は残りの3分の2以内の土地に住まなければならない。このような区画整理事業は全国にない。」でございます。これに対する見解でございます。本地区は、駅周辺にふさわしい環境の整備を目指しまして、都市計画決定されている駅前交通広場や都市計画道路のほか、区画道路や公園などを適正規模で配置する計画となっております。なお、県内の施行中地区の事例では、駅前広場の整備を含む35地区のうち、8地区において公共用地率が3分の1以上となっております、全国にはないというような主張でございますが、決して特異な事例ではございません。

次の方の意見、意見2、要旨1でございます。「現在の店舗に駐車スペースを確保できるように、都市計画道路若しくは敷地西側の区画道路の位置の変更を要求する。変更が認められない場合は、事業後の土地の形状等に合った利用ができる建て替えの補償を要求する。」との意見でございます。これに対する見解です。意見書提出者の店舗をピンク色で示してございます。店舗敷地の一部が赤色で囲んだ都市計画道路新田停車場線となるため、意見書ではこの都市計画道路の位置の変更を要求しておりますが、既に昭和51年4月に都市計画決定された道路であるため、今回の審査の対象とはなりません。次に、区画道路の位置の変更を求めるとの御主張でございますが、当敷地の西側のオレンジ色で示した6-17号線は、区域外から連続している水色で示した既存の道路を生かすとともに、交差点の食い違いを防ぐ設計となっており、経済性や安全性を考慮した道路位置の指定となっておりますので、その位置は適正なものと考えてございます。なお、最後の補償の関係につきましては、市は事業計画の決定後に仮換地指定案を検討し、地権者に提示することとなっております。個々の補償は、仮換地が指定され、その内容に応じて検討されるものでありまして、今回の事業計画で定められているものではないので、審査の対象とはなりません。

次の方の意見、意見3、要旨1でございますが、「私どもは建物を壊さずに住み続けたい。道路を共有する近隣の皆様にも賛同を得た。建物を壊す開発計画道路の中止を検討してほしい。」との意見でございます。図で赤丸で囲んだ箇所が対象道路の位置を示したものでございます。これは拡大したものでございますが、写真は水色で示しました区域外の幅員4mの既存道路から、駅の方に向けて撮影したものであり、意見書の対象道路を赤色で示してございます。移転対象家屋は正面の建物となっております。あわせて、平面図においてその位置関係を示してございます。道路の色を合わせてあります。これに対する見解でございます。今回の計画では、この赤色で示した現在幅員1.2mの道路を水色で示しました既存道路と合わせ、幅員4mに拡幅するものでございます。当

該道路は、歩行者の駅へのアクセス向上、災害時における避難路の確保などに配慮し、幅員4mの歩行者専用道路として計画したものでありまして、生活の利便性、地域の防災性の向上に資するもので、適正なものと考えてございます。

以上のほか、口頭陳述にもありましたとおり、「草加市の説明不足や事業賛否のアンケートをとっていない。」、「事業を認可しないでほしい。」、「減歩が土地収用法に整合するのか。」など、事業計画に係わらない意見も参考資料に見解とともにまとめてございます。市は平成19年度から全体の説明会を8回、住民の方々から意見を伺う勉強会などを23回開催しております。このほか適宜個別説明会を行っております。また、住民の方々が任意で組織する「まちづくり推進協議会」の勉強会に市も同席するなど、努力してきたと聞いております。引き続き事業に関する御理解と御協力を得られますように、県としては市を指導し、市としても努めていくとの所存でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

〔何事か言う者あり〕

○議長（谷口） もう少々お待ちくださいね。

この議案は、それぞれ採択すべき意見があるかどうかということで、皆様の御意見をいただくというか、採決をする形になります。いかがでしょうか、御意見、御質問ございませんか。

〔「画一的にやるのですか、それは」と言う者あり〕

○議長（谷口） いや、まず採択すべき意見があるかどうかということで、最初に御意見をお伺いします。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） 御意見、御質問なければ採決に入ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） 特に御意見、御質問ございませんようですので、議第5031号の議案について採決を行いたいと思います。

まず、先ほど申しましたように、採択すべき意見書の意見があるかどうかということに対してお尋ねしたいと思います。もし採択すべき意見書の意見があるとお考えの方は挙手を願いますという形になりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、採決をしたいと思います。まず、今御説明いただいた意見書の意見の中で、採択すべき意見書の意見があるという御意見の方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

〔挙手なし〕

○議長（谷口） 挙手ゼロでございますので、よって本案につきましては採択すべきでないということにいたします。どうもありがとうございます。

長くなりましたが、以上で本日の議案、これで審議全て終了したことになります。御協力どうもありがとうございました。

それでは、傍聴者の方々につきましては事務局の指示に従って御退席をお願いします。

〔傍聴者退場〕

○議長（谷口） 傍聴者の退席終わりましたか、よろしいですか。

それでは、ここで議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、本日は、どうもありがとうございました。

それでは、ここで南沢都市整備部長より御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 先週、先々週と大変な積雪があったわけですが、委員の皆様には御多忙の中、御出席をいただき御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は今年度最後の審議会でございますので、御礼の御挨拶を申し上げます。今年度につきましては、市町村合併に伴います都市計画区域の再編や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の一斉見直しなどがございました関係で、数多くの議案を御審議いただきました。当審議会は、今年度3回開催され、本日の案件を含めまして105件の御審議をいただきました。委員の皆様には熱心に御審議をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

おかげさまをもちまして、県内各地におきまして都市計画、都市整備、まちづくりなどが着実に進展しております。県といたしましては、引き続きさまざまな都市計画決定権限やまちづくりの権限を有する市町と十分な連携を図りながら、時代の要請に応じた都市計画行政を適切に推進してまいり所存でございます。委員の皆様には、今後とも引き続き御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○事務局 それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後2時56分 閉会